

議案第40号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月2日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条の3を第23条の4とし、第23条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第23条の3 任命権者は、基山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - （2） 出生時両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - （3） 基山町職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第26条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第23条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部改正に伴い、妊娠又は出産等の旨を申し出た職員及び3歳に達するまでの子を養育する職員に対する育児に関する両立支援制度等の意向確認等の措置を設けるため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要がある。

令和 7 年 9 月 12 日原案可 決